

## 【 別 冊 】

### 職員の給与等の支給の基準

日本放送協会は、放送法第61条の規定に基づき、日本放送協会の職員の給与および退職金(以下「給与等」という。)の支給基準を、次のとおり定める。

#### 1 基本的な考え方

給与等の支給基準を定めるにあたっては、以下の点を基本的な考え方とする。

- 職員の給与等は、各処遇区分等に期待される役割、能力および業績等に応じたものであること。また、勤務条件および生計費等も考慮すること。
- 職員の給与等は、公共放送の使命達成のために必要な人材を確保するうえでの競争力を考慮する一方で、協会の主たる財源が受信料であることをかんがみ、その総額も含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

#### 2 給与

##### (1) 一般職

- 基準賃金、基準外賃金、諸手当・~~日当~~を支給する。
- 賞与は、勤務成績および業績に応じて6月および12月に支給することがある。  
ア A1、A2、B1、B2、C1、C2

##### (ア) 基準賃金

基本給~~および世帯給により構成~~とする。

- ~~a~~ 基本給は、役割給とする。
- ~~(a)~~ 役割給は、処遇区分における期待される役割と、能力伸長に対応する給与とする。
- ~~(b)~~ 基本給は、4月1日に改定を行う。ただし、55歳到達日以降は、改定を行わない。

- ~~b 世帯給は、基本額、子育て加算、介護加算によって構成する。~~
- ~~(a) 基本額は、扶養家族のある者および扶養家族がなく配偶者のある者に支給する。~~
- ~~(b) 子育て加算は、扶養家族でかつ23歳未満の子がある者に支給する。~~  
~~ただし、扶養家族の子に障害のある場合は、子の年齢にかかわらず支給し、別途加算を行う。~~
- ~~(c) 介護加算は、扶養家族でかつ要介護認定を受けた者がある者に支給する。~~

(イ) 基準外賃金

上司に命ぜられて、所定勤務時間外の勤務、休日の勤務、休日振替による勤務または、深夜の勤務または早朝の勤務をした者に支給する。  
また、特定の業務に従事した都度、特定日当を支給する。

(ウ) 諸手当・日当

a 地域間調整手当家族手当、~~b 住宅補助手当~~、~~c b~~ 単身赴任手当、~~d c~~ 育児休職社会保険手当、~~e d~~ 介護休職社会保険手当、~~f 寒冷地手当~~、~~g 特定日当~~とする。

a 家族手当

(a) 扶養補助

基本額、子育て加算、介護加算によって構成する。

- ① 基本額は、扶養家族のある者および扶養家族がなく配偶者のある者に支給する。
- ② 子育て加算は、扶養家族でかつ23歳未満の子がある者に支給する。  
ただし、扶養家族の子に障害のある場合は、子の年齢にかかわらず支給し、別途加算を行う。
- ③ 介護加算は、扶養家族でかつ要介護認定を受けた者がある者に支給する。

(b) 地域間調整手当補助

本部および横浜、千葉、さいたま、大阪、京都、神戸の各放送局に所属する者に支給する。

(c) ~~b~~ 住宅補助手当

転勤者用住宅等に入居していない者に支給する。親元通勤者には、支給しない。

(d) ~~f~~ 寒冷地手当補助

支給対象期間中（11月1日から翌年3月末日まで）、北海道の各放送局に所属する者に対し、10月に支給する。

~~e~~-b 単身赴任手当

国内の転勤発令に伴い単身赴任する者（単身赴任者）に支給する。

~~d~~-c 育児休職社会保険手当

社会保険料本人負担相当額とし、育児休職する者に対し、休職開始の翌月から復職当月まで（ただし、社会保険料本人負担分が免除される期間を除く。）、支給する。

~~e~~-d 介護休職社会保険手当

社会保険料本人負担相当額とし、介護休職する者に対し、休職開始の翌月から復職当月まで、支給する。

~~g~~ 特定日当

~~特定の業務に従事した都度、支給する。~~

イ S 1、S 2

(ア) 基準賃金

基本給とする。

a 基本給は、役割給とし、処遇区分における期待される役割と、能力伸長に対応する給与とする。

b 基本給は、6月1日に改定を行う。ただし、55歳到達日以降は、改定を行わない。

(イ) 基準外賃金

上司に命ぜられて、所定勤務時間外の勤務、休日の勤務、休日振替による勤務~~または、深夜の勤務または早朝の勤務~~をした者に支給する。

~~また、特定の業務に従事した都度、特定日当を支給する。~~

(ウ) 諸手当~~・日当~~

~~地域間調整手当、住宅補助手当~~家族手当、単身赴任手当、育児休職社会保険手当、介護休職社会保険手当~~、特定日当~~とする。

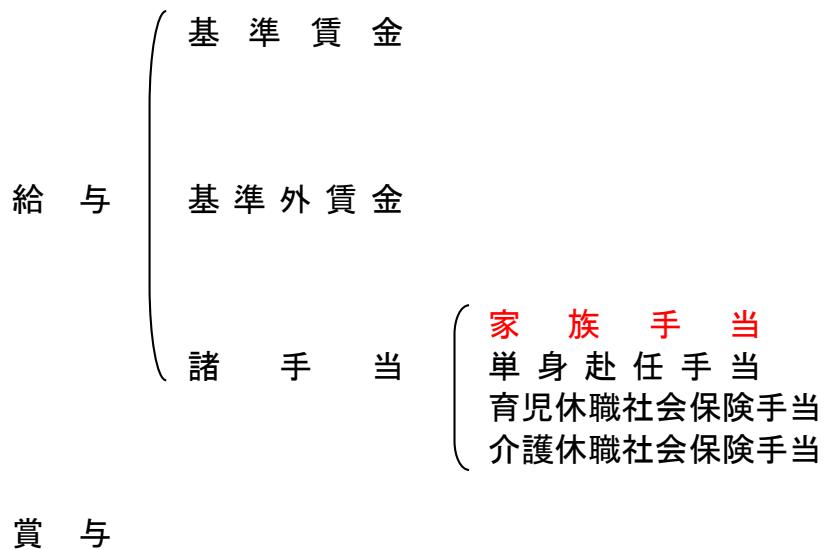
支給基準は、「ア A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2」を適用する。

ただし、「(ウ) a 家族手当」の「(a) 扶養補助」、「(d) 寒冷地補助」は支給しない。

なお、扶養家族でかつ23歳未満の子がある場合は、「~~ア A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2~~」の「~~(ア) b 世帯給~~ (ウ) a 家族手当」の「~~(b)~~ (a) ② 子育て加算」を、扶養家族の子に障害のある場合は、「~~ア A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2~~」の「~~(ア) b 世帯給~~ (ウ) a 家族手当」の「~~(b)~~ (a) ② 子育て加算」を支給する。

~~B 2、C 1、C 2~~」の「~~(ア) b 世帯給 (ウ) a 家族手当~~」の「~~(b)~~ (a) ②子育て加算」のただし書きに定める別途加算額を、扶養家族でかつ要介護認定を受けた者がある場合は、~~「ア A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2」の「(ア) b 世帯給 (ウ) a 家族手当」~~の「~~(c)~~ (a) ③介護加算」を、それぞれ支給する。

(参考) 一般職の給与体系



## (2) 管理職

- 給与は、年俸制とし、処遇区分(D 1～D 8、E 1～E 8、理事待遇)ごとに基本年俸を定め、月例と賞与時(6月、12月)に分けて支給する。
- 業績により賞与時に加算を行うことがある。

### ア 理事待遇

年俸のほか、~~住宅補助手当家族手当~~、単身赴任手当を支給する。

~~住宅補助手当家族手当~~、単身赴任手当の支給基準は、「(1)一般職」の「~~A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2~~」を適用する。

ただし、「(ウ)a家族手当」の「(a)扶養補助」、「(b)地域補助」、「(d)寒冷地補助」は支給しない。

なお、扶養家族でかつ23歳未満の子がある場合は、「(1)一般職」の「~~A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2~~」の「~~(ア)b世帯給(ウ)a家族手当~~」の「~~(b)(a)②子育て加算~~」を、扶養家族の子に障害のある場合は、「(1)一般職」の「~~A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2~~」の「~~(ア)b世帯給(ウ)a家族手当~~」の「~~(b)(a)②子育て加算~~」のただし書きに定める別途加算額を、扶養家族でかつ要介護認定を受けた者がある場合は、「(1)一般職」の「~~A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2~~」の「~~(ア)b世帯給(ウ)a家族手当~~」の「~~(c)(a)③介護加算~~」を、それぞれ支給する。

### イ D 6～D 8、E 6～E 8

年俸のほか、~~住宅補助手当家族手当~~、単身赴任手当を支給する。

~~住宅補助手当家族手当~~、単身赴任手当の支給基準は、「(1)一般職」の「~~A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2~~」を適用する。

ただし、「(ウ)a家族手当」の「(a)扶養補助」、「(b)地域補助」、「(d)寒冷地補助」は支給しない。

なお、扶養家族でかつ23歳未満の子がある場合は、「(1)一般職」の「~~A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2~~」の「~~(ア)b世帯給(ウ)a家族手当~~」の「~~(b)(a)②子育て加算~~」を、扶養家族の子に障害のある場合は、「(1)一般職」の「~~A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2~~」の「~~(ア)b世帯給(ウ)a家族手当~~」の「~~(b)(a)②子育て加算~~」のただし書きに定める別途加算額を、扶養家族でかつ要介護認定を受けた者がある場合は、「(1)一般職」の「~~A 1、A 2、B 1、B 2、C 1、C 2~~」の「~~(ア)b世帯給(ウ)a家族手当~~」の「~~(c)(a)③介護加算~~」を、それぞれ支給する。

### ウ D 1～D 5、E 1～E 5

年俸のほか、ポスト長手当、職務手当、~~地域手当~~、~~住宅補助手当家族手当~~、単身赴任手当、育児休職社会保険手当、介護休職社会保険手当、特定日当を支給す

る。

ポスト長手当、職務手当、~~地域手当~~を除く手当・特定日当の支給基準は、「(1)一般職」の「ア A1、A2、B1、B2、C1、C2」を適用する。

ただし、「(ウ) a 家族手当」の「(a) 扶養補助」、「(d) 寒冷地補助」は支給しない。

~~ただし~~なお、職務手当はE 5には支給しない。また、特定日当はD 5には支給しない。

(ア) ポスト長手当は、組織単位の長に支給する。

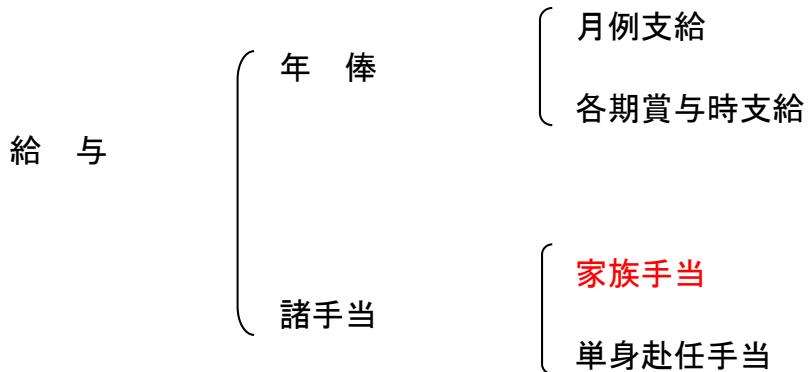
(イ) 職務手当は、定額とする。

~~(ウ) 地域手当は、本部および横浜、千葉、さいたま、大阪、京都、神戸の各放送局に所属する者に支給する。~~

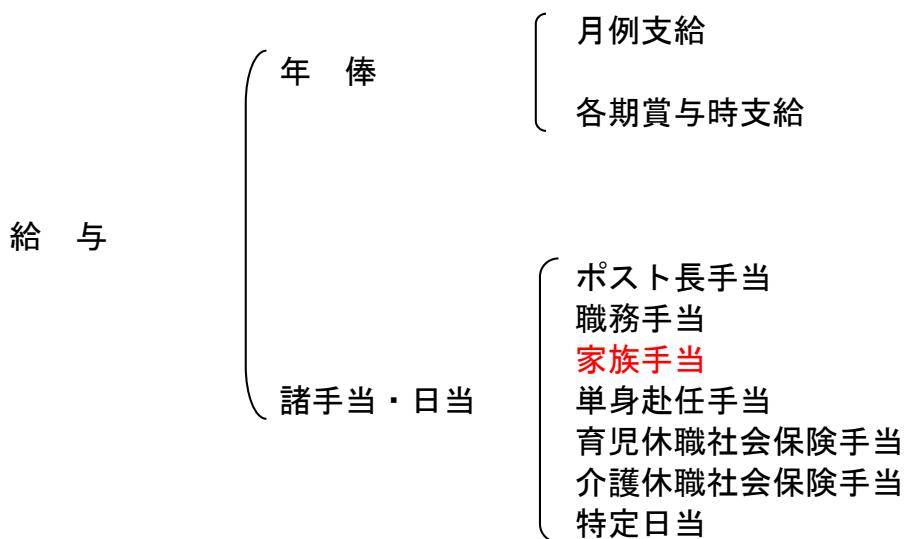
~~(エ) (ウ) 扶養家族でかつ23歳未満の子がある場合は、「(1)一般職」の「ア A1、A2、B1、B2、C1、C2」の「(ア) b 世帯給 (ウ) a 家族手当」の「(b) (a) ②子育て加算」を、扶養家族の子に障害のある場合は、「(1)一般職」の「ア A1、A2、B1、B2、C1、C2」の「(ア) b 世帯給 (ウ) a 家族手当」の「(b) (a) ②子育て加算」のただし書きに定める別途加算額を、扶養家族でかつ要介護認定を受けた者がある場合は、「(1)一般職」の「ア A1、A2、B1、B2、C1、C2」の「(ア) b 世帯給 (ウ) a 家族手当」の「(c) (a) ③介護加算」を、それぞれ支給する。~~

(参考) 管理職の給与体系

<理事待遇、D 6～D 8、E 6～E 8>



<D 1～D 5、E 1～E 5>



### (3) 外国勤務職員

海外の局所に勤務する者（外国勤務職員）については、勤務地、家族状況等に応じて外国勤務手当を支給する。

なお、外国勤務職員に対しては、国内に勤務する者に支給する手当・日当（職務手当を除く。）は支給しない。

### (4) 期間雇用の契約職員

契約職員の給与については、契約のつど個別に定める。

### (5) その他

海外での戦争等で在留邦人に退去勧告が出されている地域、または自然災害で避難勧告等が出されている地域で取材を行った場合、手当を支給することがある。

## 3 退職金

### (1) 退職手当

（ア）退職手当は、在籍満3年以上の職員が退職しまたは死亡したときに、支給する。

（イ）退職手当の額は、退職時または死亡時の処遇区分等に応じて定めた退職手当算定上の基準となる額（退職手当算定基礎額）に、在職期間に応じた退職手当支給率を乗じて算出した額とする。

ただし、在職20年未満かつ50歳未満で本人の希望により退職したとき等は、一定の率を乗じて減額する。

（ウ）54歳以降の早期退職者（死亡を除く。）には、退職時の年齢等に応じた加算を行う。また、57歳以降に退職し自立する者には、定額の加算を行うことがある。

（エ）在職中特に功績顕著な者に対しては、特別退職手当を支給することがある。

（オ）懲戒免職に該当する行為があつて解職されたとき、または、職員であった者が在職中に懲戒免職に相当する行為があつたと認められ懲戒扱とされたときは、退職手当は、支給しない。なお、既に支給しているときは、返戻させる。

## (2) 年金

### (ア) 退職年金制度

a 在職期間、退職時の年齢に応じ、年金または脱退一時金を支給する。なお、掛金は、協会と職員の双方が拠出する。

#### (a) 退職年金

在職 25 年以上、または在職 20 年以上で退職時の年齢が 50 歳以上の者が退職したとき、支給する。支給期間は、60 歳に達した月の翌月から本人の死亡の月までとする。

#### (b) 有期退職年金

在職 20 年未満で退職時の年齢が 54 歳以上、または在職 20 年以上 25 年未満で退職時の年齢が 50 歳未満の者が退職したとき、支給する。支給期間は 5 年から 7 年とする。

#### (c) 脱退一時金

(a)、(b) いずれの支給条件も満たさず、年金の受給資格を有しない者に支給する。

b 年金の月額および脱退一時金の額は、退職時の処遇区分等に応じて定めた算定上の基準となる額（年金基礎額）に在職期間等に応じたそれぞれの支給率を適用し、算出した額とする。ただし、退職年金の場合は、65歳に達する月まで（協会または関連団体等で再雇用されない期間を除く。）は、その 1／2 とする。

c 懲戒免職に該当する行為があつて解職されたとき、または、職員であった者が在職中に懲戒免職に相当する行為があつたと認められ懲戒扱とされたときは、年金は、支給しない。なお、既に支給しているときは、返戻させる。

また、年金受給中年金支給が適当でないと認められた場合は、その後の年金を支給しないことがある。

d 年金の運営に関して、少なくとも 3 年ごとに財政損益の利源分析を行ない、年金数理の基礎率、拠出率および給付率等の適正を図る。

### (イ) 確定拠出年金制度

a 確定拠出年金法に基づき、加入者は協会の拠出する掛金を自己の責任において運用し、その結果に基づいた給付を受けるものとする。なお、給付の種

類については、次のとおりとする。

- (a) 老齢給付金
- (b) 障害給付金
- (c) 死亡一時金
- (d) 脱退一時金

b 当該年金制度については、加入選択制を設ける。

(ウ) 制度の改廃

経済情勢の変動、社会保障制度の変更等を踏まえ、必要に応じて、制度の改廃を実施するものとする。

(3) 前払退職給与

確定拠出年金制度への加入を選択しない者については、確定拠出年金制度の掛金相当額を前払退職給与として支給する。

#### 4 支給額表等の決定

会長は、この支給基準に基づき、支給項目ごとの支給額表等を定める。

(改正)

平成20年2月26日

平成22年4月1日

平成23年6月30日

平成25年4月1日

平成25年8月1日

平成26年4月1日

平成29年3月1日

平成30年6月1日

平成30年10月1日

**平成31年4月1日**

以上